

立川エルフ フットボール クラブ規約

(英称 : Tachikawa elf Football Club)

第 1 章 総則

第 1 条 (名称及び所在地)

本フットボールクラブは名称を『Tachikawa elf FC』(以下、本クラブ)と称し、略称を『立川 elf(呼称 : たちかわ エルフ)』又は『elf(呼称 : エルフ)』とする。

その活動所在地は、別途東京都立川市サッカー協会^{※1} が定める区域(東京都立川市)に置く。

第 2 条 (目的)

本クラブの活動目的は本規約に基づき、非営利活動としてクラブ員およびその保護者が相互に協力し、サッカースポーツを通じて次の各号に貢献することを目的とする。

第 1 号 少年少女の健康な身体と精神を養う援助を行う。

第 2 号 少年少女相互の友情を高め、健全なる人間形成、又生涯を通してスポーツを愛する気持ちの育成を支援する。

第 3 号 少年少女の社会生活能力の育成に努める。

第 4 号 クラブ員およびその保護者による地域社会への貢献に努める。

第 2 章 運営

第 3 条 (入部資格)

入部できる者は次の各号の条件にすべて適合する者とし、本規約に同意し、規定の「誓約書」と「入部届」または「練習生届」を提出した者で、代表承認にて入部を認める。

第 1 号 傷害保険に加入済みか又は入部において該当保険加入可能である者。

第 2 号 本クラブの代表が入部を承認した者。

第 3 号 保護者が入部を認めた者。

第 4 号 児童の活動中その安全確保の為に責任を持って可能範囲で奉仕できる保護者がいる者。

第 5 号 保護者が活動中の負傷に関して本クラブに責任を問わない旨の誓約書を提出している者。

第 6 号 入部希望児童が小学校 1 年生に達しており、小学校 6 年生以下である者。

第 7 号 第 6 号の範囲外の者でも保護者の承認と上記 第 1 号～第 5 号までの条件を満足した者は特例として入部を認める。

入部日は、規定の「誓約書」と「入部届」または「練習生届」を提出した日を入部日とする。

第 8 号 「入部届」を提出した者を、当クラブの正式部員となることを認め、クラブ活動への参加を可能とする。

第 9 号 入部に至る前の体験期間を 1 カ月とし、体験期間満了時に入部の意思確認を求めるものとする。

第 10 号 未就学児童の場合、小学校 1 年生となる新年度時(毎年 2 月～3 月の期間内)に、入部の意思確認を求めるものとする。

第 4 条 (退部条件)

退部は次の各号の条件を満足する場合に、規定の「退部届」を提出し、代表承認をもって退部を認める。

第 1 号 参加児童が小学校義務教育過程を終了し中学校へ入学する場合、又は相当年齢に達した場合は、退部手続きを自動的に本クラブで行い退部とする。

第 2 号 参加児童の退部意志と保護者の退部意思を確認した場合に退部を認める。

第 3 号 部員(保護者含む)が第 31 条(禁止事項)に違反した場合、当クラブを退会処分とすることがあります。

第 5 条 (休部条件)

諸事由により休部する場合は、次の各号の手続きを行い、代表承認にて休部を認める。

第1号 規定の休部届けに必要事項を記入提出し、代表承認にて休部を認める。

第6条（部費納入の義務）

本クラブのスポーツ部員は、本クラブの運営に必要な部費を納めるものとする。（部費の金額等は規約の 会計条項 を参照）
特例：生活保護児童その他特別な事情により部費の納入が困難と判断される場合、代表の承認をもって部費納入を免除する
事ができる。

第7条（部費改訂）

第6条に定める部費の金額は、本クラブの総会にて決定する。

第8条（運営組織の設置）

本クラブの運営に関しては、別途定める組織を設置し運営にあたる。

第9条（基本活動（練習）日時）

本クラブの基本活動日時は以下の内容とする。
活動日は基本的に土曜日・日曜日・祭日とし、活動時間は特定せず、都度事前（前日まで告知）連絡する事とする。
但し、本活動日時は基本的なものであり、練習試合、公式試合、指導者都合等により流動的に変化するものとする。

第10条（所属団体の重複と活動について）

本クラブ以外にサッカースポーツ団体へ所属していてもその団体の活動は許可される。
他団体に所属している場合は、次の各号の項目を厳守するものとする。
第1号 他団体に所属している場合で、その団体が都道府県選手登録を実施している場合は、本団体のへの移籍登録は許可しない。但し、登録していない部分(市登録はしているも都道府県登録はしていない等)の登録は本クラブでの登録を許可する。
第2号 他団体に所属し、その団体が市の選手登録をしている場合は市主催の公式試合等へは本クラブ選手として参加する事を許可しない。
第3号 他団体に所属し、その団体が都道府県選手登録をしている場合は都道府県主催の公式試合等へは本クラブの選手として参加する事を許可しない。

第11条(試用条件)

本クラブへ入部する前に体験期間としてスポーツ活動は許可される。
第1号 体験期間を1カ月とし、体験期間満了までに入部の意向を決定するものとする。
第2号 他クラブとの練習試合、公式試合に一切参加できないスポーツ部員を期限付き練習生として、本クラブのスポーツ活動に参加する事は許可される。
練習生：部費の納入義務なく、別途定める所定期間を練習生期間とし、規定の「練習生届」に必要事項を記入提出し、代表承認をもってスポーツ活動を認める。

第3章 厳守事項

第12条（部員厳守事項）

本クラブの部員は、次の各号の事項を厳守しなければならない。
第1号 社会ルールを守り、他人に迷惑をかけず、他人への思いやりの気持ちをもつ事。
第2号 チームの仲間を互いに尊重し、互いの信頼関係を築く事を心がける事。
第3号 無断欠席、無断退出等の団体行動を乱す行為をしてはならない事。
第4号 いかなる理由でも、人を傷つけ(暴力行為、誹謗、中傷等)ない事。
第5号 常に自分自身の可能性を信じて、努力し、全てに関して前向きに行動するように努める事。
第6号 いかなる理由でも、スポーツ安全協会が定めるスポーツ活動中※²においては一切の飲酒を禁止する。

第4章 組織

第13条（組織）

本クラブの運営にあたり、次に定める組織を常設する。

- (1) 運営部
- (2) 指導部
- (3) 選手部
- (4) サポーター

第14条 (組織内役職と任務)

次の組織内に各役職を設置し、各任務を委任する。

(1) 運営部

代表. . . 本クラブを代表し、統括責任を務める。

副代表. . . 本クラブの代表を補佐し、代表の任務を必要時に代行する。

事務局. . . 事務処理、渉外、規約、経理一般を担当し、財務とその責任を努める。

会計. . . 経理業務を努める。

(2) 指導部

総監督. . . 本クラブの監督、コーチを指揮し、監督の統括任務にあたる。

尚、本クラブの指導計画等の決定は指導者会議に委ねられ、会議にて決定されるものとする。

ヘッドコーチ. . . 各スポーツ部員の監督業務を努め、スポーツ部員の直接指揮にあたる。

コーチ. . . スポーツ部員の直接指導にあたる。

審判員. . . 審判の技術指導、活動に関する職務を務める。

顧問. . . 指導部員の補佐役を務める。

第15条 (執行機関の定義と執行基準)

本クラブの執行機関を運営部と指導部とする。

執行機関は、本クラブの総会決議に従い業務を遂行する。

第16条 (役員の構成)

各役員は、次の各号の構成とする。

第1号 代表	1名(総会にて任命された者)
第2号 副代表	1名(総会にて代表選出の次点として選出された者)
第3号 事務局	必要人数(総会にて選出され、代表に承認された者)
第4号 指導部顧問	1名(監督に推薦され、代表に任命された者)
第5号 監督	1名(代表に任命された者)
第6号 ヘッドコーチ	必要人数(監督に推薦され、代表に承認された者)
第7号 コーチ	必要人数(監督に推薦され、代表に承認された者)
第8号 審判員	1名(監督に推薦され、代表に承認された者)
第9号 会計	1名(総会にて選出され、代表に承認された者)
第10号 顧問	1名(総会にて選出され、代表に承認された者)

追記 各役職については代表判断にて補佐役を必要に応じて任命できるものとする。

第17条 (スポーツ部の構成)

スポーツ部は本クラブへ入部した児童で構成される。

第18条 (組織構成図)

本クラブの組織構成とその図は、本規約添付(別途)のように構成される。

第19条 (指導権限)

本クラブのスポーツ部員への技術指導は、次の号の該当者のみとする。
第1号 監督

第2号 ヘッドコーチ

第3号 コーチ

第4号 アシスタントコーチ

第20条 (指導資格)

本クラブにおける技術指導資格は、次の号を満たした者を資格取得者と認める。

第1号 立川市又は東京都主催の指導者講習会に出席し、指導員免許を取得した者である事。

但し、本クラブの監督及び指導部顧問に指導員資格に相当する能力有りと認められ、推薦されて代表に承認された者は上記条件以外でも資格有りとする。

第2号 積極的に技術指導講習会等の技術指導の場へ参加する意欲を持ち、かつ実践できる者である事。

第21条 (サポーターの定義)

本クラブの参加児童の保護者及び執行機関の人員は、すべてサポーターとなる事を必要とする。

但し、参加児童の保護者は、児童が退部した時点で自動的にサポーターを退部したものとみなす。

第22条 (組織の基本方針決定)

本クラブにおける基本方針決定は、すべて次の号の会議にて行う。

第1号 総会

第2号 役員会

第3号 指導部会議

第4号 運営部会議

第23条 (会議の定義)

本クラブでの基本方針決定会議は、次の号にて定義される内容とする。

第1号 総会

(1) 年1回の定例会として開催し、年度の活動報告、会計報告、次年度予算案そして通年基本方針を決定する。

開催時期は毎年度の4月とし、その開催日は代表部にて決定される。

(2) 運営部、指導部の出席者により会議は成立する事とする。

(3) 緊急検討事項等の理由により協議が必要な場合は、代表の発令で臨時総会を開催できる事とする。

第2号 役員会

(1) 年4回の定例会として開催し、月の活動方針を決定する。

(2) 役員会は運営部、指導部の出席をもって開催される。

(3) 緊急検討事項等の理由により協議が必要な場合は、代表の発令で臨時役員会を開催できる事とする。

第3号 指導部会議

(1) 年4回(各小小学学期毎1回と年度末1回)の定例会として開催し、指導計画等を決定する。

(2) 指導部会議は指導者の出席にて実施される。

(3) 緊急検討事項等の理由により協議が必要な場合は、総監督の発令で臨時指導部会議を開催できる事とする。

第4号 運営部会議

(1) 年4回(各小小学学期毎1回と年度末1回)の定例会として開催し、運営活動を決定する。

(2) 運営部会議は運営部員の出席にて実施される。

(3) 緊急検討事項等の理由により協議が必要な場合は、代表の発令で臨時運営部会議を開催できる事とする。

第24条 (役員の任期と選出)

本クラブの役員は 任期を1年間とする。(総会から翌年の総会終了までとする。)

役員の選出は、総会にて出席者の過半数の承認をもって選出され再選もできる事とする。

第5章 会計

第25条 (部費)

本クラブの運営費用は、部費その他の収入金及び寄付によりまかなわれる。

第1号 部費等の金額

(1) 部費(6年生～4年生) 4,000 円/月

(2) 部費(3年生～1年生) 3,000 円/月

(3) 交通費

移動にてかかる費用は、都度、当日参加児童が個人負担として利用交通機関の料金を支払うものとする。

(4) 遠征費

遠征による交通費、宿泊費等は別途個人負担とし、事前に金額提示し前納とする。

(5) 特別活動費

選手登録費用など、活動に必要な費用は特別活動費として別途個人負担とし、事前に金額提示し前納とする。(但し、都道府県登録費用は部費にて負担する。)

(7) 中途入部費

入部月の部費は月額全額とする。

(8) 退部に伴う部費の返金

一度納めた部費は、いかなる理由があっても返金はしない。

途中退部の場合も、徴収された部費の返金はしない。

第2号 部費の分割

徴収した部費は、本クラブの執行機関とスポーツ部員等の活動費に充当する。

第3号 部費の免除と減免

第2章(運営)第5条(休部条件)における休部届を提出し代表に承認された者は、休部期間中の部費の支払は免除とする。ただし免除期間に該当する振込済みの部費については返金しない。

本クラブに兄弟姉妹で入部する場合、一人目は通常部費、二人目以降からは通常部費の40%を減免とする。

第26条 (会計監査と報告)

事務局は運営・活動費の収支を記録し、総会開催以前に役員会で会計監査を受け総会時に会計報告を実施する。但し、報告不可能な状況の場合は仮会計報告を実施する。

第1号 会計監査は、役員以外の育成部員から総会にて選出され、代表に承認された2名の者が監査を実施する。

第2号 会計監査は、すべての会議に出席できるが、議決権を持たない。

第27条 (部費の徴収)

第1号 部費は 毎年3月、6月、9月、12月の3カ月単位で、当該月の25日までに前納とする。

第2号 部費は 納入に際して一括支払する事ができる事とする。

第28条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第29条 (活動費、運営費の支出範囲)

本クラブにて扱う活動費、運営費等は本クラブの執行機関とスポーツ部員等の次の各号にて勘定項目が定義される必要経費に支出され、本クラブ活動範囲外への支出できない。また、各号の各事項の摘要は細則に定める。

第1号 運営費

(1) チーム登録費

(2) 選手登録費

(3) 会議費

(4) 事務費

(5) 備品

(6) 交通費

第2号 活動費

- (1) 試合参加費

第3号 スポーツ保険金

第4号 渉外費

- (1) 交流費

第5号 雑費

- (1) 銀行手数料
(2) 部費払い戻し手数料

第6号 積立金

- (1) 周年行事積立金
(2) パソコン購入積立金
(3) プリンター購入積立金

第6章 改定

第30条 (本規約改定)

本規約の改定は、総会において出席者の過半数以上の賛成をもって承認される事とする。

第7章 禁止事項

第31条 (禁止事項)

本クラブは、部員(保護者含む)が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本クラブまたは他のクラブの選手、レフリー、クラブ関係者に対する暴言、暴行その他暴力的行為
- (2) 本クラブまたは第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 人種差別行為
- (4) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、社会運動標榜ロゴ、政治活動標榜ロゴその他の反社会的勢力と関わりをもつ行為
- (5) 刑罰法規その他法令に違反する行為及びそのおそれのある行為
- (6) 本クラブの部員としての地位を利用した、営利を目的とした行為
- (7) 本クラブの部員としての地位を利用した、政治的及び宗教的宣伝活動
- (8) 本クラブの運営を妨げる行為
- (9) いわゆるダブ屋行為(入場券等の不当売買行為)もしくはシヨバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)
- (10) 試合の結果に影響を与える不正行為(対価の有無を問わず、八百長、無気力試合への関与を含む)
- (11) 本クラブの著作権、肖像権その他の知的所有権を侵害する行為、又はその恐れがある行為
- (12) 本クラブまたはその他本クラブ関係者の名誉、信用及び評判を毀損する行為

参考文献

- ※1 立川市サッカー協会(<https://tfa.jpn.org/index.php>)
※2 スポーツ安全協会(<https://www.sportsanzen.org/index.html>)

附則

1. 本クラブの設立年月日：2008年4月1日
2. 団体所在地：東京都立川市
3. 事務局所在地：東京都国立市
4. 本クラブ活動実績公開：Tachikawa elf FC公式ホームページ <https://www.tachikawaelf.com>
立川市サッカー協会公式ホームページ <https://tfa.jpn.org/index.php>
5. 規約改定記録
第1版：2008年4月吉日 第2版：2009年1月吉日 第3版：2010年3月吉日
第4版：2011年3月吉日 第5版：2015年2月吉日 第6版：2017年4月吉日
第7版：2024年6月吉日 第8版：2024年10月吉日

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表

小野 謙二